

# 特殊索道事業輸送約款

池観光開発株式会社  
大室山登山リフト

(適用範囲)

第1条 当社の経営する特殊索道事業に関する輸送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めない事項については法令の定めるところ、または一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行なう係員の指示に従わなければならない。

(輸送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により輸送の引受けを拒否する場合を除いて、旅客の輸送を引き受ける。

(輸送の引受の拒絶)

第4条 当社は、次に該当する場合の旅客の輸送の引受けを拒絶する。

1. 係員の指示に従わないとき。
2. 当該輸送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
3. 当該輸送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
4. 泥酔者等輸送上の安全を期しがたいと認められるとき。
5. 天災その他やむを得ない事由による輸送上の支障のあるとき。
6. 前各号に掲げる場合の外正当な事由のあるとき。

(リフト券の発売)

第5条 当社は、リフト券を出改札所等において発売する。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

②当社がその運賃を変更した場合、変更前において発券したリフト券は、その券面表示運賃の額に関わらず通用期間内は有効とする。

③汚損が甚だしく券面表示事項の判読困難となったリフト券、または旅客その他のものが故意に改変したリフト券は無効とする。

(乗車券類の提示及び入鋏等)

第7条 当社は、旅客の乗降時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認、入鋏又は回収する。

(運賃及び適応方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の輸送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等当社の責任による必要な継続輸送の措置を行なう。

(運賃の払戻し)

第10条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払戻しを行なう。ただし、風・雨・雪・霧等により運転に危険を生じるおそれから運転を中止する場合は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の輸送に関する責任は、旅客が索道に乗車した時に始まり、下車した時をもって終わる。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は次の行為を行ってはならない。

1. 飛降りること。
2. 乗車中に搬器を揺らすこと。
3. 索道施設を壊すこと。
4. 割込み、駆け込み乗車、危険な姿勢での乗車をすること。
5. 施設内で喫煙すること。
6. その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。

ただし、次の各号の1に該当する場合はこの限りではない。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、並びに索道施設に欠陥著しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
2. 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の輸送に関して生じた携帯品等の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意著しくは過失により、または旅客が法令若しくはこの運輸約款を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

#### 【附則】

1. 平成18年10月1日 制定施行
2. 令和5年8月26日 改定